

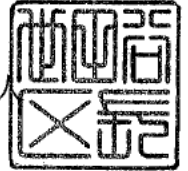
|      |   |     |   |                                                                                          |
|------|---|-----|---|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貼用印紙 | ¥ | /   | 円 | 担当書<br> |
| 手納郵券 | ¥ | 599 | 円 |                                                                                          |



世戸第172号  
令和6年7月30日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中  
裁判所書記官 松浦 秀史 様

世田谷区長 保坂 展人



### 調査嘱託書について (回答)

御庁令和4年(行ウ)第182号旅券不発給処分無効確認等請求事件(原告  
・被告国)に係る令和6年7月10日付け調査嘱託書(同月12日收受)  
について、下記のとおり回答します。

### 記

#### (1) 本件判断をした理由及び経緯

戸籍法第103条第2項柱書は、「届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない」と規定し、同項第1号は「国籍喪失の原因及び年月日」、同項第2号は「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」を記載することとされていることから、本件届出においては、国籍喪失届の添付書面として、届出人は「自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日」を証すべき書面の提出をしなければならない。

市区町村の戸籍届出の審査は、形式主義的審査とされていることから、戸籍法は添付書面として国籍を証する書面の提出を求めており、添付書面により届出の正確性を担保しようという。

本件届出当時の旧戸籍法施行規則第63条において、「市町村長は、届出又は申請の受理に際し、戸籍の記載又は調査のため必要があるときは、戸籍の謄本又は抄本その他の書類の提出を求めることができる。」と規定しており、本件原告へ世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、「原告がカナダ市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダ市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できる」が、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載さ

れていない場合には、申述書を添付し、東京法務局あて受理照会を行う」旨の説明を行った。

これは、戸籍法施行規則第82条「戸籍事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。」に基づき東京法務局への受理照会をする旨の説明を行い、申述書については、受理照会を行う理由等を具体的に届出人が申述することにより、受否を決定する上での重要な役割を果たすことが多い（日本加除出版「わかりやすい戸籍受理照会の実務-照会から戸籍記載までの事例と書式-」問7受理照会書に添付する資料について16頁）とされており、本件届出において旧戸籍法施行規則第63条により提出を求めたものである。

なお、この規定は令和元年に省令改正され、同趣旨は戸籍法第27条の3に規定された。

本件届出については、平成30年12月14日金曜日に原告は、カナダ市民権カードを持参したが、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係は、このカナダ市民権カードに国籍取得日の記載がないため、東京法務局あて受理照会を行う旨、説明し国籍喪失届を受領したが、受理照会を行う前の同月17日月曜日に、原告より国籍喪失届の取り下げがなされたため、結果として東京法務局への受理照会が行わず、指示を受けることなく、国籍喪失届とその関連書類一式を原告へ返戻した。

その他、本件届出に係る経緯は、令和6年6月4日付、世戸第121号調査嘱託書について（回答）の「調査事項第2について」において回答済みである。

- （2）本件判断をするにあたって依拠した文献や文書（法令、国からの訓令・通達・回答、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が前任者から受けた申し送り等を含む。）の存在又は不存在。

①法令

戸籍法第103条、第23条

戸籍法施行規則第33条第2項

戸籍法施行規則附録第7号 戸籍記載例 法定記載例 番号177

戸籍法施行規則第35条11号

戸籍法施行規則第82条

旧戸籍法施行規則第63条

②世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係での前任者からの申し送り等。

不存在

- (3) 本件判断をするにあたって依拠した見解や文献が存在する場合は、その名称、内容及び作成者、並びに、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が前任者からの申し送り等に依拠したのであれば、その申し送り等が始まった経緯及び時期。

①参考資料

「わかりやすい戸籍受理照会の実務-照会から戸籍記載までの事例と書式-」  
竹澤雅二郎 監修 篠崎哲夫、須田初男、石川和博 著 日本加除出版  
16頁間7 「この申述書は、届出の受否を決定する上で重要な役割を果たすことが多いので、市区町村の窓口においては、届出人に対し、記載内容について十分に説明する必要があります。」

- ②世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係前任者からの申し送り等。  
不存在

## 解説

戸籍法施行規則第82条では戸籍事務の取扱いに関して疑義を生じたときは、市区町村長は、管轄法務局を経由して法務大臣に指示を求めることができる（法務省設置法2条・6条・8条等）において法務局長に権限が委譲されている。）と規定されていますが、添付書類については具体的に定められていません。また、戸籍事務取扱規則制定標準（平16・4・1民一850号通達）第23条において、届書類の受理については疑義が生じたときは、受理照会をしなければならぬ旨と照会する場合の書式を定めています。しかし、書式のなかで添付書類の欄は設けられていないものの、その内容については、特に定められてはいません。

出生届に出生証明書が添付されていないために受理照会をする場合は、母子関係、子の嫡出性、子の国籍、届出資格等を調査する必要があるのて添付資料としては、現認書・申述書（人的資料）及び母子手帳・親子の写真・その緒・戸籍謄本・住民票（物的資料）等が挙げられます。

死亡届に死亡診断書（死体検案書）が添付されていないため受理照会をする場合は、死亡の事実を証明するものとして、現認書・申述書（人的資料）及び埋・火葬許可書（写し）・埋葬証明書・過去帳・位牌・葬儀や石碑の写真・外国で死亡した場合はその国の官憲が発行した死亡証明書・戸籍謄本・住民票（物的資料）等が挙げられます。

なお、申述書については、出生届及び死亡届の受理照会のほかにも、例えば、渉外的婚姻届について要件具備証明書が得られない場合等にも添付することがありますが、この申述書は、届出の受否を決定する上で重要な役割を果たすことが多いので、市区町村の窓口においては、届出人に対して記載内容について十分に説明する必要があります。その内容は、出生届

を例に見ると、出生証明書を添付できない理由あるいは届出遅延の理由等を具体的に、かつ、詳細に記載し、さらに、当該届出をしたことがあるか否か、本件届出に至った経緯等について記載する必要があるとあります。市区町村の中には、申述書、上申書あるいは宣誓書等について、本来届出人が記載すべき事項（内容）までも印刷し、届出人に交付している例も見受けられますが、書類の性質上好ましいことではありません。

市区町村において受理照会するときの一件書類は、次の順序で綴るのが事務処理の上で効率的です。

- ① 受理照会書正本
- ② 届書
- ③ 申述書
- ④ 直接的資料
- ⑤ 間接的資料
- ⑥ 参考資料
- ⑦ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ⑧ 受理照会書副本

わかりやすい戸籍受理照会の実務

—照会から戸籍記載までの事例と書式—

定価：本体 3,700 円(税別)

平成 21 年 10 月 29 日 初版発行

監修者 竹 澤 雅 二 郎  
篠 崎 哲 夫  
著 者 須 田 初 男  
石 川 和 博  
発行者 尾 中 哲 夫

発行所 日本加除出版株式会社

本 社 郵便番号 171-8516  
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号  
TEL (03) 3953-5757 (代表)  
(03) 3952-5759 (編集)  
FAX (03) 3951-8911  
URL <http://www.kajo.co.jp/>

東日本営業所 郵便番号 171-8516  
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号  
TEL (03) 3953-5642  
FAX (03) 3953-2061

西日本営業所 郵便番号 532-0011  
大阪市淀川区西中島 5 丁目 6 番 3 号  
チサンマンション第 2 新大阪 301 号  
TEL (06) 6308-8128  
FAX (06) 6307-2522

組版・印刷・製本 ㈱アイワード

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

© 2009

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-3840-7 C2032 ¥3700E

〔R〕〈日本複写権センター委託出版物〉

本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写を希望される方は、事前に日本複写権センターの許諾を得てください。 日本複写権センター (03-3401-2382)